受動喫煙対策に関するたばこ産業の考え方等に関する資料

厚生労働省「第4回受動喫煙防止対策のあり方に関する検討会」(平成 20 年 11 月 13 日)における配付資料から抜粋

日本たばこ産業株式会社

フィリップモリスジャパン株式会社

ブリティッシュ・アメリカン・タバコ・ジャパン

ご説明資料

2008年11月13日 受動喫煙防止対策のあり方に関する検討会

日本たばこ産業株式会社

JTの取組みの背景となる基本的考え方 受動喫煙による健康影響(JT websiteより抜粋)

環境中たばこ煙は、周囲の方々、特にたばこを吸われない方々にとっては迷惑なものとなることがあります。また、気密性が高く換気が不十分な場所では、環境中たばこ煙は、眼、鼻および喉への刺激や不快感などを生じさせることがあります。このため、私たちは、周囲の方々への気配り、思いやりを示していただけるよう、たばこを吸われる方々にお願いしています。また私たちは、公共の場所等での適切な分煙に賛成し、積極的に支援しています。

一方、環境中たばこ煙は非喫煙者の疾病の原因であるという主張については、説得力のある形では示されていません。環境中たばこ煙への曝露と非喫煙者の疾病発生率の上昇との統計的関連性は立証されていないものと私たちは考えています。また、環境中たばこ煙は、空気中で拡散し、薄められているので、喫煙者が吸い込む煙中の成分の量と比べると、非喫煙者が吸い込む量は極めて少ないものです。動物で発がん性を評価する試験においても、環境中のたばこ煙により、腫瘍を発生させることは極めて困難です。

なお、乳幼児、子供、お年寄りなどについては、特段の配慮が必要です。例えば乳幼児や子供に関しては、未就学期における環境中たばこ煙への曝露と喘息の悪化等の呼吸器症状との関連性について報告した疫学研究が多数あります。乳幼児、子供、お年寄りなどは環境中の物質による刺激に対して特に敏感であったり、また自分で意思表明をしたり場所を移動したりすることが難しい場合があるため、その周りでの喫煙は控えることをお勧めします。

普及啓発 喫煙マナー向上に関する普及啓発

「あなたが気づけばマナーは変わる。」

※「マナーの気づき」に関するTVCMやグラフィック広告を展開しています。

マナーの気づき・TVCM(2008年)

ポスター(マナーをケータイしよう篇)

グラフィック広告



Copyright IB 2016 Japan Tobacco Inc. of rights reserved.





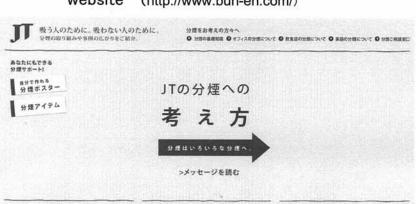


普及啓発 分煙に関する普及啓発

1

website (http://www.bun-en.com/)

テレビ広告









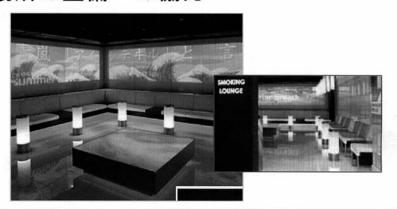
JTの具体的な取組み ①喫煙場所の整備への協力

成田国際空港 国際線(千葉県)

年間3,200万人の利用者数を誇る成田国際空港。こちらの国際線第2ターミナル本館3階・国際線搭乗待合室に、「スモーキング・ラウンジ」がオープンしました。

今回ラウンジが設けられたのは、これまで喫煙 所がなかった北側出国審査場のすぐ隣。たば この煙やニオイを外部にもらさぬよう排気設備 などを備えました。

(2006年1月設置)



新千歳空港 (北海道)

年間1,800万人以上の乗客が利用する、新千歳空港の旅客ターミナル2階・ホールディングルームに、5カ所設けられた喫煙スペースです。内部には、天井部で気流を制御する"誘引気流分煙システム"を導入。これにより、ドアがなくても、煙やニオイが喫煙スペース外へ漏れることがありません。

灰皿の周囲には、ミッドセンチュリーなチェアも 配置され、待ち合い中に安らぎの時を演出して くれます。

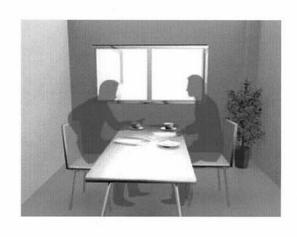
(2003年10月設置)



JTの具体的な取組み ②分煙コンサルティング

施設管理者による「受動喫煙防止の取り組み」の支援

- JTでは、2004年より社内に「分煙コンサルティングチーム」を設け、公共施設や商業施設、 オフィスなど、各施設の特徴やそれらを利用される方々のニーズに応じた"<u>分煙コンサル</u> <u>ティング</u>"を実施しています(2007年度1年間のコンサルティング実績 222件)。
- "たばこを吸われない方"に配慮した上で、"たばこを吸われる方"も満足できる分煙方法についての知見提供・提案・アドバイスを、無償で行っています。



公共の場所での喫煙規制について



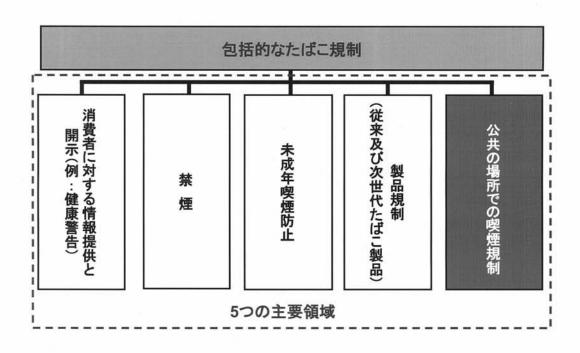
2008年11月 フィリップ モリス ジャパン株式会社

本資料に記載されている情報は、フィリップ モリス ジャパン株式会社の調査に基づいております。含まれている事実については、時間の経過とと もに、その正確性が失われている場合があることをご了采願います。また、弊社の許可無しに、本資料を第三者へ提供することはお控えください。



たばこと公衆衛生政策

◆ フィリップ モリス インターナショナルは、たばこ製品の製造、マーケティング、販売、使用に関する包括的な規制を支持します。





- ◆ 環境中たばこ煙とは、火のついたたばこの先端から出る煙(ガス 状と粒子状の物質からなる)と、喫煙者が吐き出す煙を合わせた もののことをいいます。
- ◆ 公衆衛生当局は、環境中たばこ煙が、成人の非喫煙者に肺がん や心臓病などの疾病を引き起こし、また子供たちに喘息、呼吸器 感染、乳幼児突然死症候群などを引き起こす原因にもなる、と結 論づけています。
- ◆ 環境中たばこ煙のある場所にとどまるかどうか、また喫煙者であれば、いつどこで喫煙するかについての判断は、環境中たばこ煙が健康に及ぼす影響に関する公衆衛生当局の見解によって導かれるべきです。
- ◆ また、特に子供への影響を考えて、子供の周りでは喫煙を控える など、十分な配慮が必要です。

このような公衆衛生当局の結論に基づいて公共の場所での喫煙を規制するのは適切な措置であると私たちは考えています。



公共の場所の種類と喫煙についての基本的な考え方

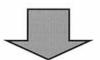
人々が行かなければ ならない場所



人々が行かなければならない場所では、禁煙を含む規制を行うべきと考えます。

未成年者を主な対象とした 施設(学校、福祉施設など)においては、 喫煙は禁止されるべきです。

人々が選んで行く場所



バーやレストランなどの事業者に対して、喫煙を 禁止することや制限すること、もしくは喫煙でき るようにすることを決定する裁量が 認められるべきと考えます。

喫煙が許された場所においては、その施設管理者が、「環境中たばこ煙は、非喫煙者の病気の原因となる」という公衆衛生当局の結論を掲示することを義務付けるべきと考えます。







ステークホルダーとの関係



- BATジャパンは、CSR活動の一環として様々なステークホルダーとの対話を2002年から継続して実施してきた。議論の多いたばこという商品を扱う会社として、ステークホルダーの意見や考えを理解し、それを踏まえて事業を進めることが当社の社会的責任であると考える。
- ステークホルダーとは、当社の事業に利害関係を有するすべての法人、その他の団体 (非営利団体を含む)および個人をいい、官公庁や従業員も含まれる。
- 今年度上期に行ったステークホルダーとの対話や調査によれば、ステークホルダーが 最も関心を有しているのは「未成年者の喫煙防止」である。 次いで、「喫煙マナー」、 「受動喫煙」を含む「分煙」に関連するもの。3番目が、「企業の社会的責任」および「低 リスク製品の開発」であった。
- 当社に寄せられた一般の方々の意見においても、「未成年者の喫煙防止」が最大関心事であった。また、最近は「禁煙」「分煙」が進んできているが、喫煙者のために喫煙できる場所を確保することも必要との声も寄せられていた。
- 特定の場所において非喫煙者が、心ならずもたばこの煙に曝される状況を軽減する方法として、「禁煙」ではなく「分煙」を期待するステークホルダーもいる。
- 喫煙者の多くは喫煙の健康への影響に関心が高い。その点からも、低リスク製品の研究開発を推進していくことが必要であると考える。

受動喫煙防止策についての考え



- 受動喫煙防止策については、公共的な場所や施設での喫煙規制並びに事業者の取組みにより一定の成果を上げていると考える。「最近は分煙が進んでいる」と分煙を評価する一般の方々の声が当社に寄せられており、引き続き分煙による受動喫煙防止に向けた取り組が必要と考える。
- 受動喫煙防止策の策定にあたっては、喫煙者、非喫煙者、および(喫煙者と 非喫煙者の双方を顧客に有する飲食店等の)事業者が受け入れることができ る現実的な防止策を支持する。
- 喫煙者が喫煙できる場所が減少していることも考慮する必要がある。
- 屋内においては、喫煙者に対し喫煙できる場所を提供しつつ、非喫煙者には、 心ならずもたばこの煙に曝されることがないよう十分配慮された環境を確保す ることが、受動喫煙を防止するための現実的な取り組みと考える。
- 無煙たばこ製品の一つで、加熱せずに使用するスウェーデン型スヌースは、 たばこの煙に曝される状況をなくすことができる。



受動喫煙防止策の提案



喫煙者、非喫煙者、事業者が共存している現実を踏まえた上で受動喫煙の防止策を検討していくことが、実行可能な解決策を見出すための 最善の方策である。

- 喫煙者、非喫煙者、事業者それぞれが受け入れられる「分煙」の 推進を提案する。不特定多数の者が使用する公共的な施設や公 共交通機関における屋内での喫煙規制を引き続き推進し、一方、 利用者が自らの判断で使用するか否かを決定できる施設につい ては、施設を管理運営する事業者に「禁煙」、「分煙」、「完全分煙」、 あるいは「喫煙可」を選択する裁量を与えるべきである。
- 分煙には喫煙スペースと禁煙スペースが仕切りで区切られた完全 分煙に加えて、室内を喫煙スペースと禁煙スペースに分ける分煙 やランチタイムを禁煙にするような時間帯分煙も含む。事業者は 施設の入り口に喫煙に関するこれらの条件を明確に表示し、利用 者が当該施設を利用するか否かについて適切に判断できるように すべきである。